

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

令和元年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費（防災機能強化施設整備事業）））に係る事業の追加募集及び計画調書の提出について（依頼）

標記について、文部科学省高等教育局私学部私学助成課から依頼がありましたので、お知らせします。つきましては、事業を予定している場合は、下記のとおり提出してください。

記

1 今回募集する事業

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱（平成13年4月1日文科科学大臣裁定）に定める事業のうち、令和元年8月1日から令和2年3月31日までの間に着手（契約）し、令和元年度中に完了する事業であって、「私立高等学校等における補助対象事業の実施計画調査等について」（令和元年5月22日付け事務連絡。以下「実施計画調査」という。）の回答票において、事業着手（契約）予定時期を令和元年7月から令和2年3月までの間として計上した次の①から⑦に示す事業を募集対象とします。

- ① 防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）
- ② 防災機能強化施設整備事業（耐震改築工事）
- ③ 防災機能強化施設整備事業（非構造部材の耐震対策）
- ④ 防災機能強化施設整備事業（防災機能強化事業）（ブロック塀等安全対策事業を除く）
- ⑤ 高機能化整備事業
- ⑥ 防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（防犯対策））
- ⑦ 防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（アスベスト対策））

補助対象は、令和元年度中に整備が行われる事業となります。令和元年度中に整備が行われる事業とは、原則として交付内定後から令和2年3月31日までの間に契約が締結され、原則として交付内定後から令和2年3月31日までに引き渡しを受ける事業をいいます。

ただし、交付内定前に契約又は工事に着手する等の事業であっても、文部科学大臣が承認している場合、補助対象とすることができます。

交付内定は、令和元年12月末を予定としていますが、募集対象事業を令和元年12月末までに契約予定である場合には、契約締結予定日の3週間前までに、交付内定前の事業着手承認申請書を文部科学省に提出し、文部科学大臣の承認を受けた上で、契約を締結してください。また、令和2年1月以降に契約予定の事業については、内定後に契約を締結してください。

※ 実施計画調査の回答票提出時に含まれていなかった事業範囲を含めることによる補助対象事業経費の見直しは不可とします。

注：⑤については、「校舎等のバリアフリー化整備」のみ募集対象となります。

注：国庫補助金額は1事業あたり5億円を上限としますが、申請状況に応じて圧縮がかかる可能性がありますので御承知おきください。

2 提出書類

(1) 令和元年度 私立高等学校等施設高機能化整備費申請一覧（様式 1）

(2) 計画調書及び添付資料

別紙 1 の「令和元年度私立高等学校等施設高機能化整備費（防災機能強化施設整備事業（耐震改築工事、ブロック塀等安全対策事業を除く）に係る計画調書について」、別紙 2 の「令和元年度私立高等学校等施設高機能化整備費（防災機能強化施設整備事業（耐震改築工事）の申請について」を熟読のうえ、必要書類を揃えるようにしてください。

3 提出部数 2 部

4 提出期限

○上記 2 (1)

令和元年 8 月 22 日（木）迄【厳守】

○上記 2 (2)

令和元年 10 月 2 日（水）迄【厳守】

5 提出方法

上記 2 (1) 電子メールによる（メールアドレス：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp）

上記 2 (2) 持参による ※書類を持参する日（時刻）は、事前に下記担当者と調整してください。

担 当 小中高振興グループ 奥野・石橋 電 話 06-6210-9275（直通）
